

請 願 審 査 資 料

2年請願第17号

公立夜間中学校の設置について

令和3年2月5日

教育委員会

目次

1	請願事項	1
2	夜間中学（公立中学校夜間学級）設置の歴史的背景及び状況	1
3	国の動向	1
4	福岡県の動向	2
5	福岡市の取組状況	2
6	請願に対する考え方	3

1 請願事項

九州及び福岡県の基幹都市として、日本社会で生きるために必要な力を獲得するための学びや学び直しを求めている人たちが学べる場である公立夜間中学校を設置すること。

2 夜間中学（公立中学校夜間学級）設置の歴史的背景及び状況

夜間中学（公立中学校夜間学級）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。昭和 30 年頃は 80 校以上あったものの、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、10 都府県 28 市区で 34 校（令和 2 年 6 月現在）が設置されている。また、近年は日本国籍を有しない生徒が増加しており、全体の約 8 割を占めている。

3 国の動向

国は、このような状況の中、平成 27 年 7 月、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者について、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることを通知するとともに、平成 28 年 9 月には、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れが可能であることを示した。

平成 28 年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。

また、同法第 7 条の規定を受け、国が平成 29 年 3 月に定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」及び平成 30 年 6 月に策定された「第 3 期教育振興基本計画」の中で「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう促進する」としている。

その後、令和元年 6 月に関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」及び令和元年 11 月策定の「子どもの貧困対策に関する大綱」の中で「全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する」としている。

4 福岡県の動向

福岡県では、平成 27、28 年度に、文部科学省の委託事業により、他県の夜間中学等の視察や県内市町村教育委員会を対象に、「入学希望既卒者への学習機会の提供に関する調査」を行い、その結果を各市町村に情報提供してきた。あわせて、教育機会確保法や文部科学省が作成した夜間中学の設置に係る手引の通知等により、各市町村に対して設置の検討を促してきた。

夜間中学設置に向けての県の役割について、県としては、設置促進のためには、夜間中学に対する認知度を高めていくことが重要であると考えており、県内における自主夜間学級も含めて、引き続き県民への周知を図っていくとしている。

5 福岡市の取組状況

(1) 夜間中学に関する広報活動

市内公共施設（情報プラザ、各区役所・出張所、各区市民センター、福岡よかトピア国際交流財団、精神保健福祉センター等）に夜間中学に関するチラシを設置するとともに、全戸配布している広報紙「ふくおか教育」に夜間中学を紹介する記事を掲載している。

(2) 自主夜間中学に対する支援

自主活動団体「よみかき教室」に対し、活動場所として千代中学校の金工室を無償で提供するとともに、空調等の施設利用により発生する光熱水費を負担している。

また、「共生する地域づくり事業」において、学習活動に対し助成を行っている。

(3) 不登校児童生徒に対する支援

不登校児童生徒への支援として、学校現場へ心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、学校内外に適応指導教室を設置し、全ての中学校（小呂中・玄界中を除く）に教育相談コーディネーターを配置するなど、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を行っている。

(4) 外国人に対する支援

福岡市主催の日本語教室を、市民センターを会場として、市民ボランティアの協力を得て開催している。また、市民ボランティア主催の日本語教室や福岡よかトピア国際交流財団と連携、協力して、日本語学習支援の充実を図っている。

6 請願に対する考え方

福岡市においては、国が夜間中学で学ぶことを想定している義務教育未修了者や不登校児童生徒、外国人を対象とした学習支援にそれぞれ取り組んでいる。

このような中、これまで夜間中学に関する認知度の向上に向けて広報に取り組んできており、公立の夜間中学で学ぶことを希望される方がどの程度おられるのか、ニーズを把握するために調査を実施し、その結果を踏まえ、対応を検討する。